

いのちをまもる相談チーム【福岡県福岡市】

＝専門職による包括的・機動的支援＝

(実施期間) 平成20年度～	(基金事業メニュー) 対面型相談支援事業
(実施経費) 700千円	(実施主体) 福岡県福岡市

【事業の背景・必要性・目的】

いのちをまもる相談チームとは、弁護士・司法書士・臨床心理士・精神保健福祉士などの法律と精神保健福祉の専門職による支援組織である。

多重債務者相談でうつ病などの問題に直面していた司法書士。こころの相談で借金問題への対応に苦慮していた精神保健福祉士。それぞれ専門機関の紹介に努めていたが、果たしてそれだけでよかったのだろうかという共通した悩みがあった。

自殺総合対策大綱にあるように、複雑で深刻な要因が絡み合った自殺問題への対応には、多くの専門職の連携が求められる。しかし、単なる窓口紹介だけではなく、もう一歩進んだ支援を行う必要があるという思いがこの事業を生みだした。

平成22年1月、司法書士と精神保健福祉士による相談チームが結成され、現在では弁護士、臨床心理士も加わり、徐々にチームの輪が広がっている。

【地域の特徴・自殺者数の動向】

福岡市は人口約149万人の九州最大の都市で、大学や商業機能が集積しており、各地からの人の流入が続いている。

自殺者は、平成10年に200人台から300人台へ急増、以後、全国の100分の1のスケールで推移している。

【事業目標 事業内容】

相談チームは、当初、複数の専門職による相談会の開催を想定していたが、次第に福岡市の自殺対策の実務的な中心として機能するようになった。相談チームの取り組みは次のとおり。

① こころと法律の相談会」の開催

3月の自殺対策強化月間と9月の自殺予防週間に合わせて、臨床心理士・精神保健福祉士・弁護士・司法書士等による相談会を開催している。

② 事例検討会の開催

福岡大学病院と連携し、救命救急センターに搬入された自殺未遂者の退院後の支援策などを適宜検討している。

③ 連携事業の検討・研修講師

年2回程度開催する相談チーム連絡会で、それぞれの専門性を活かした連携事業を検討している。また、自殺予防研修等の講師としても活躍していただいている。

【事業実施にあたっての運営体制】

相談チームのメンバーは、それぞれの団体から推薦を受けて登録しているが、メンバーの固定化は行わず、参加可能な者や関心のある者など幅広く参加を認めている。

【事業の工夫点】

相談会開催の前に人材養成も兼ねた研修を行っている。また、相談会は、臨床心理士と弁護士のように、こころと法律の専門職が2人1組で相談に応じワンストップ対応に努めている。

【事業成果、その他特筆すべき点】

事例検討会での具体的支援として行われた司法書士による病院への無料出張相談が、福岡県司法書士会による「ベッドサイド法律相談」として事業化されている。

また、連携事業検討の中から「自死遺族法律相談」が誕生した。自死遺族の中には、深刻な問題を抱えている方もあり、定期的な相談の場が必要ということになり、弁護士と臨床心理士が連携して相談に応じる事業を福岡県弁護士会へ委託している（毎月第1水曜日13:00~17:00）。

※多職種チームとして機能するためには、メンバーの共通認識を高めることと団体のバックアップがあることが重要である。専門職を集めるだけなら簡単であるが、効果的な取り組みを行うためには「顔の見える」関係づくりと同じ専門職の理解と協力が不可欠だと感じている。



(問合せ先) 福岡市精神保健福祉センター
 TEL: 092-737-8825
 E-mail: seishinhoken.PHWB@city.fukuoka.lg.jp
 URL: <http://www.city.fukuoka.lg.jp/>